

令和4年4月入所選考に係るお知らせ（注意事項）について

1. 令和4年度開設予定の保育施設

令和4年度4月から下表の施設が開設予定です。

希望園として申請が可能ですので、追加される場合は令和3年12月1日から期限までにお電話にてご連絡ください。

新規・移転	施設名	施設種類	住所	対象児童生年月日	定員
新規	ほしのうた保育園	小規模保育園	星田5-14-9 (仮)	平成31年4月2日～令和3年4月1日	19人

2. 令和4年度からの利用調整基準

令和4年4月入所選考から適用する利用調整基準は、3・4ページの「利用調整基準表」のとおりです。

この基準表と提出書類の内容をご確認いただき、新たに該当する内容がある場合は必要書類を追加で受付けますので、令和3年12月28日（火）の期限までにご提出ください。

3. 今後の予定

時期		令和4年4月入所選考	
		年度選考	4月選考（2次選考）
令和3年	11月	受付期間（随時）	
	12月	12月28日（火）17:30 申請・変更の受付締切	
令和4年	1月	選考期間	受付期間（随時）
	2月	2月中旬 結果通知（※）	2月28日（月）17:30 申請・変更の受付締切
	3月		3月中旬 結果通知（※）
	4月	4月1日入所（入園）	

（※）入所申請者には、令和4年2月中旬までに「入所内定」又は「入所保留」を通知します。

「入所保留」の場合は、内定辞退者及び欠員が生じた場合に、令和4年2月末日までに申請・変更した方と併せて選考を実施し、3月中旬に内定者のみに通知します。

4. 令和4年4月入所選考時に公表する情報

以下のとおり「年度選考対象者に限った延べ申込者数」を、窓口及びホームページで公表予定です。

12月中旬頃：11月末時点の情報
1月中旬頃：12月末時点の情報

5. 令和4年2月・3月入所希望の方で、令和4年4月入所選考を希望しない場合の手続き

令和4年2月・3月の入所選考で内定が出なかった場合、育児休業の延長により令和4年4月入所選考を希望しない場合は、予め令和4年4月入所選考を辞退する手続き（申出書の提出）を行ってください。

なお、令和4年4月入所選考を希望する場合は手続き不要です。

この手続きにより、以下①②が可能になります。

- ①令和4年度中の入所選考で内定が出なかった際は、「入所保留証明書」が発行できます。
②内定を辞退した訳ではないため、マイナス調整点は適用されず、入所選考にかかることができます。

〈令和4年4月入所選考辞退のための手続き方法〉

提出書類：令和4年4月入所選考の辞退及び入所希望日変更等の申出書

提出期限：令和3年12月28日（火）17:30まで（土・日・祝日・休日を除く）

提出方法：①こども園課窓口にて配布したものか、市ホームページでダウンロードした申出書に署名する。

②こども園課窓口にて提出（持参）をする。

※窓口にて内容確認を直接させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。

【市ホームページ「保育所のページ」URL】<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011061000043/>

※申出書は保護者全員（父・母）の署名が必要のため、期限に余裕を持ってご準備ください。

※期限までに提出がない場合は、令和4年4月入所選考の対象とさせていただきます。

令和4年度入所選考以降全体に係るお知らせ（注意事項）について

1. 申請内容の相違による「内定の取消し」と「マイナス調整」について

令和4年4月入所選考は、令和3年12月28日（火）17：30までに受付した申請・変更内容で実施します。
令和4年4月入所選考により内定が出た方には、改めて「保育の利用を必要とする証明書」の提出を求め、申請内容と相違がないかを確認させていただきます。
その際に、**当初の申請内容と入所内定時に確認する状況が異なる場合は、「内定の取消し」と、辞退扱いとなり年度内の選考時は「マイナス調整点」が適用されます。**

例：「就労」の場合

「月160時間（20点）」で申請（勤務証明書を提出）していたが、入所内定後に提出された勤務証明書は「80時間（12点）」であった場合。
⇒本来は「12点」で選考すべき内容であったため、申請内容の相違により「内定取消し」と「マイナス調整点の適用」となる。

例：「就労」のうち「育児休業を終了し復職する調整点を適用」の場合

申請時に育児休業を取得していた会社への復職ではなく、退職し、別の会社で就労をされる場合。
⇒育児休業を取得した会社へスムーズに復職するための調整点であるため、申請内容の相違により「内定取消し」と「マイナス調整点の適用」となる。

申請内容に変更がある場合は、必ず期限までに内容を変更してください。

※「就労予定」「派遣社員で育児休業取得中の方」は、以下の内容を雇用元にご確認ください。

①入所希望日から就労可能であるか。②内定後に提出を求める勤務証明書等の提出が可能であるか。

2. 入所内定を辞退した場合の取扱い

入所内定を辞退した場合は、年度内は保育を必要としないものとして受け止め、申請自体を一度取り下げ扱いとさせていただきます。

引き続き申請を希望する場合は、内定を辞退した日を起点とし、既存の申請書で再度受け付けますが、令和4年度中は入所内定を辞退されたことによるマイナスの調整点が適用され、以降は入所保留通知書も発行不可となります。そのため、入所内定を辞退されることのないようご検討の上、申請（変更）してください。

3. 転園申請の取扱い

内定後の転園申請については、以下のとおり取り扱いさせていただきます。

	兄弟が別園で内定した場合	内定が出た場合
転園希望	入所月の翌月から可 (但し、兄弟の在園施設のみに限る)	年度途中は不可（小規模保育施設も同様） ※希望年月日は次年度（令和5年度）選考からの年月日とする。
申請時期	随時受付	入園後に随時受付（小規模保育施設のみ内定時に受付）

令和4年4月入所選考より新しく適用

4. 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる際の手続き

保育所等の入所選考にて希望する保育所等に入所できない際は育児休業の延長も許容できる場合、予め「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」の提出を行ってください。（詳細は同封の同意書参照）
なお、育児休業の延長が許容できない場合は手続き不要です。

この手続きにより、以下①②が可能になります。

- ①マイナス調整点を適用し、他の申込者より後の順位として、入所選考にかかることができます。
- ②入所選考で内定が出なかった際は、「入所保留証明書」が発行できます。

〈育児休業中の入所選考において、マイナス調整点を適用するための手続き方法〉

提出書類：育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書
提出期限：令和3年12月28日（火）17：30まで（土・日・祝日・休日を除く）
提出方法：①子ども園課窓口にて配布したものか、同封している同意書に署名する。
②子ども園課窓口にて提出（持参）をする。
※窓口にて内容確認を直接させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。
※同意書は保護者全員（父・母）の署名が必要のため、期限に余裕を持ってご準備ください。